

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市歴史博物館
- 2 指定管理者の名称 公益財団法人静岡市文化振興財団
- 3 指 定 期 間 静岡市歴史博物館の供用開始の日～令和9年3月31日

4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

市と緊密に連携し、政策と連動した事業を展開することが特に重要であることから、公募による募集が適当ではないと指定管理者選定委員会が認めた施設

【該当理由】

静岡市歴史博物館は、地域の歴史に関する資料の収集、展示を行うとともに、歴史に関する調査研究及び地域の歴史的価値の発信を行うことにより、教育、学術及び文化の発展並びに歴史を媒介とした交流の促進に資することを目的とし、施設運営に当たり、以下の基本方針を掲げている。

- ① 静岡市の歴史的・文化的資源の展示・保存及び学術研究の拠点をめざす
- ② 歴史研究のためのネットワークを構築し、情報の交流と蓄積を進める
- ③ 自ら学ぶ市民を支える生涯学習の拠点をめざす
- ④ 学校教育との連携を深め、郷土学習の拠点をめざす
- ⑤ 「歴史文化のまち静岡」の情報を発信し、観光の核となることをめざす
- ⑥ 文化活動を通じて地域の産業の活性化をめざす
- ⑦ 市民との協働により、市民とともに進化し続ける施設をめざす

公益財団法人静岡市文化振興財団（以下「財団」という。）は、市民が各種文化に触れる環境の整備と市民自身による文化創造活動を促進し、魅力あるしずおか文化の創造、継承、発展に寄与することを目的に設立された唯一の外郭団体であり、高い専門性や経験や実績の蓄積を活かし、静岡市の文化政策を具現化するために必要不可欠な存在として、市民主体の「しずおか文化」を新たに創造していくための市のパートナーとしての役割を担って

いる。静岡市文化振興計画では、財団を文化振興施策の主要な推進主体として位置付けており、財団が担っている役割は当該施設の設置目的及び基本方針に合致する。

また、静岡市歴史博物館の運営に当たり、公の施設として地域の状況を的確に把握し、住民のニーズや想いを丁寧に施設運営につなげることが重要であり、それが基本計画の柱となっている「歴史」を通じた市民意識の醸成（シビックプライド）を育むこととなる。

財団は、葵区、駿河区の生涯学習センターを指定管理者として管理運営しているが、この施設は、各地域のコミュニティの中核をなす施設であり、行政と市民をつなぐ重要な施設である。ここでは、地域づくり、地域の課題解決についても大きな役割を果たしている。こうした施設を運営する中で、財団は地域ごとの課題や状況を細かく把握し、地域の人たちとしっかりとしたネットワークを構築している。

さらに、財団は、「駅前3館連携事業」として、JR静岡駅前の分野の異なる3つの施設（静岡科学館、静岡市美術館、静岡音楽館）を連携し、かつ相乗効果を発揮しながら指定管理者として運営している。専門性から言えば十分な経験がない中でも、それぞれの分野において優秀な人材を精力的に集めて、次々と新しい分野での実績を着実に積み上げ、分野の異なるこれらの施設を一体感を持って運営し、駅周辺に賑わいを創出している。

静岡市歴史博物館周辺には、市民文化会館、駿府城公園では指定管理者は異なるが、東御門・巽櫓、坤櫓、紅葉山庭園、さらには今後事業が加速する天守台野外展示などのフィールドミュージアム施設群があり、こうした施設との、分野の垣根を越えた連携が重要となる。今後、市が策定を予定している駿府城公園エリアのランドデザインにおいても、こうした施設間の連携や一体感の醸成は、このエリアの活性化・賑わい創出において、重要な要素となる。

加えて、静岡市歴史博物館においては、市が有する歴史的な知識や経験などを施設管理する団体に引き継いでいかなければならないと考えている。管理する団体においては、市からの知識や経験の継承、蓄積が重要となる。そのため、管理する団体には、安定的、継続的かつ長期的な運営を期待している。財団は、市の外郭団体であり、その団体の経営は安定的かつ継続的になされており、施設の特性に応じた運営が期待できる。

以上のことから、公益財団法人静岡市文化振興財団を非公募で募集する。

イ 募集期間 令和3年11月8日～令和3年12月7日

ウ 募集対象団体 公益財団法人静岡市文化振興財団

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書類審査 令和3年12月13日

(イ) プレゼンテーション 令和3年12月13日

イ 審査委員会

- 委員長 中川 将巳 (静岡市観光交流文化局参与兼歴史文化課長)
委員 福地 剛 (静岡市観光交流文化局観光・MICE推進課長)
〃 杉本 守 (静岡市経済局農林水産部参与兼農業政策課長)
〃 安藤 雅之 (常葉大学大学院初等教育高度実践研究科教授)
〃 松本 和明 (静岡大学人文社会科学部准教授)

ウ 審査基準 (審査表)

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法 (審査方法)

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

- (ア) 名 称 公益財団法人静岡市文化振興財団
(イ) 点 数 79.4点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)
(ウ) 指定管理料提示額 令和4年度 225,356千円、令和5～8年度 350,616千円

イ 総 評 (選定の理由等)

- ・静岡市歴史博物館の設置目的・基本理念に沿って、運営方針を定めるとともに、指定管理者として館の使命を達成するための事業方針が明確に示されていること。
- ・市の歴史文化施策の状況を踏まえた事業計画になっていること。
- ・市民主体の「しずおか文化」の創造、継承、発信していくため及び静岡市に根付いた芸術文化等の持つ創造性を活かした市民が主役のまちづくりを進め、シビックプライドの醸成及び交流人口の増加を図るためのパートナーとしての役割を担っている外郭団体であることから、その役割を理解し、これまで培ってきたノウハウやネットワークを活かした事業に取り組む姿勢が評価されたこと。

(4) 指定管理者選定委員会

- 委員長 総務局長
委員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和4年3月18日

(6) 指 定 令和4年3月18日

(7) 公 告 令和4年3月25日

指定管理申請者審査表

施設の名称：静岡市歴史博物館

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数 ①×②
もの 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしい 【25点】	静岡市歴史博物館の設置目的、基本理念、使命を踏まえた施設の運営方針が示されているか。	× 2		
	市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 1		
	市民主体の「しずおか文化」の創造、継承、発信していくため及び静岡市に根付いた芸術文化等の持つ創造性を活かした市民が主役のまちづくりを進め、シビックプライドの醸成及び交流人口の増加を図るためのパートナーとしての役割を意識した運営方針、事業計画となっているか。	× 1		
	駿府城公園内若しくは周辺エリアで行われる事業又は周辺施設と連携した事業により、駿府城公園エリアの賑わい創出に貢献する事業計画になっているか。	× 1		
	【所見欄】			
ること。 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであ 【40点】	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	市が示した目標値を達成するために、指定期間を通じてどのように取り組むか方針が示されているか。	× 1		
	歴史資料に関する調査及び研究について、実施方針が示されているか。また、展示の実施方針や、企画展ごとのテーマ、内容、実施時期など具体的な計画が示されているか。	× 1		
	市民の歴史学習への支援や講演会等の歴史に関する普及活動について、実施方針が示されているか。	× 1		
	来館者を市内の歴史資源に誘うための方針が示されているか。	× 1		
	歴史に関する情報提供並びに広報活動について、実施方針が示されているか。	× 1		
	市民ニーズの把握と施設運営への適切な反映策が示されているか。	× 1		

	経費削減のための努力や工夫がなされているか。また、事業計画に対する収支予算は適切か。	× 1		
	【所見欄】			
と。物的・人的能力を有していることと認められること。【25点】	類似施設の管理運営実績は十分か。	× 2		
	管理運営に必要な能力を有した人材が適切に配置されているか。	× 1		
	スタッフの指導育成、研修計画等が整備されているか。	× 1		
	危機管理体制を整備するなど、利用者の安全を確保するための対策は十分か。	× 1		
	【所見欄】			
有していること。【10点】	経理について適切な処理能力を有しているか。	× 1		
	決算収支の状況（経常収支、実質収支）は良好か。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

満 点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】